

「浴槽水」の検査内容

不特定多数の方が利用する公衆浴場や旅館・ホテル、介護施設などの入浴施設は、衛生管理の指標として、水質検査の項目と検査頻度が厚生労働省「公衆浴場における水質基準等に関する指針」に定められています。今回は検査内容についてご案内します。

原水・原湯・上がり用水（湯）	検査項目	浴槽水
5度以下	色度	—
2度以下	濁度	5度以下
5.8以上8.6以下	pH値	—
10mg/ℓ以下	過マンガン酸カリウム消費量	25mg/ℓ以下
不検出/50mℓ	大腸菌群	1個/mℓ以下
10CFU/100mℓ未滿	レジオネラ属菌	10CFU/100mℓ未滿

【用語】

原水：原湯の原料とする水及び浴槽水の温度を調整する目的で浴槽に直接注入されるべき冷水。

原湯：浴槽水に直接注入されるべき温水。但し、循環ろ過方式等により浴槽水が還流される場合の温水は除く。

上がり湯：上がり湯用湯栓（シャワーを含む）から供給される温水。

上がり用水：上がり湯用水栓（シャワーを含む）から供給される冷水。

検査の頻度

- ・原水・原湯・上がり用水・上がり用湯
- ・循環ろ過器を使用していない浴槽水
- ・毎日完全換水型循環浴槽水

1年に**1**回以上

- ・連日使用循環型浴槽水

1年に**2**回以上

- ・連日使用循環型浴槽水
(浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合)

1年に**4**回以上

検査結果報告書は
3年間の保管が
必要です。



弊社では、内容・頻度に応じた検査をご提案の上、直接お伺いし、採水・回収等を実施させていただいております。

ご不明な点や、ご質問などございましたら、是非ご連絡下さい。

株式会社 **九州保健ラボラトリー**
Kyushu Hoken Laboratory

<http://www.kyuhoko.co.jp>